

23. エストニア

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

エストニア環境省によれば、同国国内法と EU 指令の間に大きな相違はない。例えば、WEEE の年間最低回収量は国民 1 人当たり 4kg と定められている。

エストニアの WEEE 規則は、次の法規に基づいている。

- ・ 廃棄物法（製造者および対象製品の定義、製造者の一般的義務）
- ・ 政府規則 No 154, 06.07.2006（制限される有害物質と適用免除）
- ・ 政府規則 No 65, 20.04.2009（製造者の定義、電気・電子機器のリスト、リサイクルおよび回収の目標、目標達成の期限、製造者への WEEE 返却に関する要求事項）（政府規則 No 376, 24.12.2004 を改正）
- ・ 環境大臣規則 No 9, 09.02.2005（WEEE の取扱いに関する要求事項）
- ・ 環境大臣規則 No 21, 27.04.2009（ラベリングに関する要求事項）
- ・ 政府規則 No 135, 23.07.2009（対象製品の登録および製造者の登録）（政府規則 No 28, 30.01.2006 を改正）

関連する法規の翻訳は、環境省ウェブサイト（<http://www.envir.ee/257237>）で入手できる。

廃棄物法により、製造者は、製造、再販売または輸入した対象製品（2005 年 8 月 12 日以降に発売されたもの）に由来する廃棄物の収集、リサイクル、回収または処分を義務付けられる。製造者は、これらの義務を履行するため、十分な保証手段を講じなければならない。保証手段としては、次の措置が考えられる。

- ・ 回収スキームへの参加
- ・ リサイクル保険、または銀行記名口座

製造者は、廃電気・電子製品の回収および処理にかかるすべての費用を負担しなければならない。製造者はさらに、2005 年 8 月 13 日以前に発売された電気・電子製品に由来するすべての廃電気・電子製品を回収し、処理する義務を負う。かかる廃棄物の処理にかかる費用は、現在市場で活動する製造者が、（カテゴリー別）市場占有率に応じて負担する。

市場占有率は、対象製品登録簿（Register of Product of Concern）に記載されている。

製造者は、市販を目的とする電気・電子機器に以下の情報を記載しなければならない。

- ・ 製造者を示すデータ
- ・ 規格 EVS-EN 50419:2006 に基づく回収マーク（2005年8月12日以降に発売された機器を対象）。上記の情報は、読みやすく、また改竄不能でなければならない。また、機器が廃棄物となるまで読める状態でなければならない。

製造者は、電気・電子機器のユーザーに以下の情報を提供しなければならない。

- ・ 返却先施設（該当情報が入手可能な場合は場所および電話番号）
- ・ 電気・電子機器に含まれる有害物質が環境および人体の健康に及ぼす恐れのある影響
- ・ 回収マークの意味

製造者は、新型電気・電子製品が発売されてから1年以内に、かかる新型電気・電子製品の再利用および処理に関するすべての情報を、廃電気・電子製品の処理に従事する施設に開示し、かかる機器の構成部品および材料を示すとともに、危険物質および危険な調査が含まれる場合はその場所を明示しなければならない。

家庭用電気・電子製品の製造者は、当該機器が供給した機器と同種であり、かつ同様の機能を有する限り、かかる廃棄物を1対1ベースで小売業者に無料で返却できるよう責任をもって取り扱わなければならない。半径10km以内に廃電気・電子製品の収集施設が存在しない場合、当該機器が供給した機器と同種であり、かつ同様の機能を有する限り、製造者は、かかる廃棄物を1:1ベース以上で小売業者に無料で返却できるよう責任をもって取り扱わなければならない。

出所：環境省（Ministry of Environment）

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

WEEEに関する罰則は、以下の法規に基づいている。

- ・ 廃棄物法第12章 賠償責任 2004年5月1日施行

翻訳は、次の環境省ウェブサイトで入手できる。

<http://www.envir.ee/orb.aw/class=file/action=preview/id=392343/Waste+Act+%28January+2008%29.pdf>

- ・ 環境監視法 (Environmental Supervision Act) 2001 年 7 月 7 日施行
<http://www.legaltext.ee/et/andmebaas/paraframe.asp?loc=text&lk=et&sk=en&dok=X50068K2.htm&query=keskkonnaj%E4relevalve&tyyp=X&ptyyp=RT&pg=1&fr=no>
- ・ 製品適合性認証法 (Product Conformity Attestation Act) 2001 年 1 月 1 日施行
<http://www.legaltext.ee/et/andmebaas/paraframe.asp?loc=text&lk=et&sk=en&dok=X50067K5.htm&query=toote%20n%F5uetele&tyyp=X&ptyyp=RT&pg=1&fr=no>
- ・ 刑法 2002 年 9 月 1 日施行
<http://www.legislationline.org/documents/section/criminal-codes/country/33>

b. RoHS 罰則規定

- ・ 廃棄物法第 12 章 賠償責任 2004 年 5 月 1 日施行
翻訳は、次の環境省ウェブサイトで入手できる。
<http://www.envir.ee/orb.aw/class=file/action=preview/id=392343/Waste+Act+%28January+2008%29.pdf>
- ・ 環境監視法 (Environmental Supervision Act) 2001 年 7 月 7 日施行
<http://www.legaltext.ee/et/andmebaas/paraframe.asp?loc=text&lk=et&sk=en&dok=X50068K2.htm&query=keskkonnaj%E4relevalve&tyyp=X&ptyyp=RT&pg=1&fr=no>
- ・ 製品適合性認証法 (Product Conformity Attestation Act) 2001 年 1 月 1 日施行
<http://www.legaltext.ee/et/andmebaas/paraframe.asp?loc=text&lk=et&sk=en&dok=X50067K5.htm&query=toote%20n%F5uetele&tyyp=X&ptyyp=RT&pg=1&fr=no>
- ・ 刑法 2002 年 9 月 1 日施行
<http://www.legislationline.org/documents/section/criminal-codes/country/33>
- ・ 廃棄物法第 12 章 賠償責任に基づく罰則
§ 120. 廃棄物生成の防止または廃棄物処理に関する要求事項に対する違反

処分：5万クローン以下の罰金。

§ 120. 無許可の廃棄物取扱い、または許可要件に対する違反には、5万クローン以下の罰金が科される。

§ 120. 取扱免許を持たずに有害廃棄物を取り扱った場合、または免許要件に違反した場合は、5万クローン以下の罰金が科される。

§ 120. 託送書類を付さずに有害廃棄物を輸送した場合、または託送書類に関する要件に違反した場合は、5万クローン以下の罰金を科される。

§ 120. 必要な許可を受けず、国際的に規制された廃棄物を国境を越えて輸送した場合、または許可に関する要件に違反した場合は、5万クローン以下の罰金を科される。

§ 120. 廃棄物報告書の提出を怠った場合、および廃棄物記録保存手続きに違反した場合は、3万クローン以下の罰金を科される。

§ 121. 廃棄物処理施設の建設、運営および閉鎖に関する手続きに違反した場合は、5万クローン以下の罰金を科される。

§ 122. 禁止された製品を製造、輸入、輸出または販売した場合は、5万クローン以下の罰金を科される。

§ 123. 必要な許可を受けず、国際的に規制された有害廃棄物またはその他の廃棄物を国境を越えて輸送した場合は、5万クローン以下の罰金を科される。

§ 124. 当該製品に由来する廃棄物を収集または回収する義務に違反した場合は5万クローン以下の罰金を科される。

§ 124. 当該製品の製造者登録義務に違反した場合は、5万クローン以下の罰金を科される。

§ 124. 当該製品の製造者登録に際し、不正確なデータを提出した場合は、5万クローン以下の罰金を科される。

§ 125. 廃棄物許可を有さない者に廃棄物を引き渡し、処理させた場合は、5万クローン以下の罰金を科される。

c. WEEE 国内法違反の事例

エストニアにおいて、国内 WEEE 法の違反事例は 35 件発生している。

適用された罰則は、1,000～5,000 クローンの罰金などである（5万クローン以下が科される）。

d. RoHS 国内法違反の事例

エストニアにおいて、国内 RoHS 法の違反事例は発生していない。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

現時点で税関によるチェックは行われていないが、いわゆる NLF 規則、すなわち、製品販売に関する認証および市場調査についての要求事項、ならびに規則（EEC）廃止を定めた 2008 年 7 月 9 日の欧州議会および欧州理事会の規則（EC）No 765/2008²⁵に従い、新通関ガイドラインが策定されている。

また、チェックは行われていないため、通関時に RoHS に関連する問題で費用や時間が必要とされることはない。

当該製品が RoHS 規則に適合しないとの疑いを税関職員が抱いた場合、製品は税関の研究所に送られる。その後、禁止物質を含む製品は送還または押収される。ただし、当該輸入製品が RoHS 規則の要求事項に適合しないと信ずる合理的理由がない限り、税関が RoHS 規則への適合を積極的にチェックすることはない。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

製造者は、対象製品登録簿、PROTO (<http://proto.keskkonnainfo.ee/>)への登録を行い、政府規則 No 135,23/07/2009 に従ってデータを提出することを義務付けられる。登録義務は、2006 年 2 月 13 日に発効した。電気・電子機器、自動車ならびに自動車の部品、タイヤ、バッテリーおよびアキュムレーターを製造、輸入または再販売する全製造者は、対象製品登録簿への登録を行わなければならない。

b. 登録方法

申請書の提出方法には、インターネットを通じて行う方法とデジタル署名を行った電子メールを使用する方法の 2 種類があり、登録およびデータ提出に手数料はかからない。

登録に際し、製造者は、どの種の商標を販売するかに関するデータを提出するとともに、(RoHS 指令に基づき) 制限される特定の有害物質が製品に含まれないことを保証し、(電

²⁵ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:218:0030:0047:EN:PDF>

気・電子製品ユーザーを対象とした) 一般情報キャンペーンおよび廃棄物管理計画 (WEEE の回収方法およびその後の廃棄物処理方法) について説明を行わなければならない。製造者はさらに、製造、輸入、輸出し、エストニア市場で販売する電気・電子製品の数量に関するデータを提出しなければならない。データは、四半期に一度提出しなければならない (2007 年および 2008 年については年 1 回)。製造者は、毎年、廃棄物報告書を提出しなければならない (四半期に一度提出しなければならない)。フォームは登録簿 (Register) のウェブページで入手できる (エストニア国内のみ)。

製造者は一般に、欧州域内において製品を初めて販売する者だが、登録簿 (Register) に登録できるのは、エストニア中央商業登記局 (Estonian Central Commercial Register) に登録した製造者のみである。製造者の事業所が永久的にエストニア国外にある場合、かかる事業者は登録簿 (Register) に直接登録することができない。海外の製造者には次の 2 つの選択肢がある。

- ・ エストニア国内に支社または子会社を設ける。
- ・ 適切な回収スキームのメンバーになる。

上記の解決方法によって問題は解消され、海外の製造者に対して登録の可能性が保証されると同時に、違反が生じた場合に、製造者の所在国の裁判所において訴訟を提起する必要がなくなる。エストニア国外の製造者が義務の履行を怠った場合、権利を有するエストニアの製造者が、エストニアにおいて訴訟を提起することができる。

登録簿 (Register) のデータはすべて、情報公開法 (Public Information Act) に従って公開される。すなわち、制限はあるものの、誰でも情報請求の形でデータを入手できるということである。しかし、市場占有率や保証に関する情報、商業上の秘密を含む情報を入手することはできない。公開されるのは、市販される数量や廃棄物の処理 (全データのサマリー)、情報キャンペーンおよび廃棄物管理計画の説明に関する一般データである。エストニアには、情報センター・システムは存在しない。製造者は、製造者間でコストを分配し、互いに連絡を取り合わなければならない。例えば、いずれかの業者が市販した量以上の廃電気・電子製品を回収した場合は、別の業者が市販した量以下しか回収していないことになる。そこで、多く回収した製造者は、回収量が少ない製造者に支払いを求める。両者間で合意が成立しない場合は、裁判所がこの問題を解決する。

② 回収の仕組み

企業が WEEE 規則の定める義務を履行する一番簡単で一般的な方法は、いわゆる製造者責任団体（Producer Responsibility Organization）または回収スキームに加盟することである。かかる団体またはスキームは、加盟企業に代わって、回収ポイント、輸送、リサイクル、報告、廃棄物管理サービスを編成し、これらに関する契約を地方自治体や当該業界の事業者との間に締結する。エストニアには、現在、いわゆる回収スキームが 3 種ある。企業は、自社に適した製造者団体への加盟を申請する必要がある。一般に、申請用紙を使用し、WEEE 責任委譲に関する契約を締結する。申請書は、製造者責任団体に直接請求しなければならない。これらの団体は、地方公共団体および民間廃棄物処理会社と協力し、エストニア国内の WEEE 回収／収集にあたっている。MTÜ EES-Ringluss 回収プロセスは、ウェブサイト <http://www.eesringlus.ee/3185> で見ることができる。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

国境を越える廃棄物の輸送は、欧州議会および理事会の規則（EC）No 1013/2006（廃棄物輸送規則）に従って規制されている。国境を越える廃棄物の輸送に関する文書（通知書、輸送文書、グリーンリスト廃棄物文書）を環境委員会（Estonian Environmental Board）に送付する必要がある。

エストニアで、国境を越える廃棄物輸送と許可発行を担当する監督機関は次の通り。
エストニア環境委員会（Estonian Environmental Board）

Katrin Kaare, Chief Specialist of Waste

Narva mnt 7a, 15172 Tallinn, Estonia

電話： +372 6272 193, Fax： +372 6272 182

info@keskkonnaamet.ee

<http://www.keskkonnaamet.ee/>

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

エストニアには、回収スキームが 3 種ある。企業は、自社に適した製造者団体への加盟を申請する必要がある。一般に、申請用紙を使用し、WEEE 責任委譲に関する契約（agreement about WEEE responsibility transfer）を締結する。申請書は、自社に適した製造者団体から直接入手しなければならない。

製造者責任団体／回収スキーム：

- ・ MTÜ EES-Ringlus (WEEE 廃棄物)
Endla 3, 10122 Tallinn, Estonia
電話： +372 6 484 335, Fax： +372 6 307 300
info@eesringlus.ee
URL: <http://www.eesringlus.ee/>

- ・ MTÜ Eesti Elektroonikaromu
Vana-Narva mnt 26, Maardu 74114, Estonia
電話： +372 50 79 315
info@elektroonikaromu.ee
URL: <http://www.elektroonikaromu.ee/web/>

- ・ Ekogaisma SIA Eesti filial (ランプ)
Narva mnt 7, 10117 Tallinn, Estonia
電話： +372 66 26 844, Fax： +372 66 26 814
info@ekogaisma.ee
URL: <http://www.ekogaisma.ee/>

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

廃電気・電子製品規格対応のための費用は小売価格に自動的に転嫁される。電気・電子製品購入または廃電気・電子製品回収に際し、別途に料金を徴収することは認められていない。製造者は、WEEE 再生／回収にかかるすべての費用を負担する。

⑥ WEEE 回収率

製品によって異なる。例えば、電気機器は 72%、通信機器は 88%となっている。

http://proto.keskkonnainfo.ee/?page=get_file&proto_statistika_rows_id=5989199

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

費用は、製品、販売数、重量、製造者責任団体 (Producer Responsibility Organization) の WEEE 料金設定 (WEEE pricing) によって異なる。

- ・ 団体名：MTÜ EES-Ringlus (WEEE 廃棄物)、Ekogaisma (ランプ)

加盟企業：例：マキタ、ユニカミノルタ、ニコン

会費：月間 1,000 クロウン

WEEE 規則対応費用：WEEE 規則対応費用は、例えば、製品、エストニア市場で販売した製品数（市場占有率）によって異なる。EES Ringlus の WEEE 規則対応費用は平均 6.5 クロウン/kg となっている。ランプの WEEE 規則対応費用は、ランプ 1 個につき 0.25 ユーロである。

ウェブサイト： URL:<http://www.eesringlus.ee/>

URL: <http://www.ekogaisma.ee/about/>

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

a. Rautakesko AS の事例

Rautakesko AS は、エストニア最大の電気・電子機器製品卸売・小売・輸入業者のひとつである。同社によれば、エストニアでは、全主要企業が WEEE 指令準拠に向けて、いち早く対応を実施した。WEEE 規則を遵守するためには、製造者責任団体（producer responsibility organization）への加盟が必要。例えば、Rautakesko は MTÜ EES-Ringlus に加盟しており、エストニアでは、MTÜ EES-Ringlus が Rautakesko に代わって、登録、回収その他、WEEE 規則の遵守に関わる問題を処理している。Rautakesko は、エストニア市場で入手可能な主要エレクトロニクス製品を販売している。Rautakesko が販売する製品を自社が輸入していない場合、同社は、輸入業者／メーカーがエストニアの WEEE 規則に適合するか否か（製造者団体のメンバーか否か）を必ずチェックしている。

同社によれば、指令の企業への影響は軽微である。他の輸入業者と小売業者もすべて WEEE 規則を遵守しなければならないため、経済的負担はない。全社に対して公正な取扱いがなされている。また、WEEE 規則実施後、同規則への対応費用は売上に影響を及ぼしていない。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

環境省によれば、RoHS および WEEE 国内規則に関する問題は特に存在しない。

③ 国内法対応の相談窓口情報

国内の WEEE 規則および RoHS 規則に準拠するための手続きや書類作成に関する問合せを取り扱うコンサルタント会社および法律事務所に関する情報。

エストニア国内の WEEE/RoHS 問合せ窓口：

- ・ 環境省 (Ministry of the Environment) (WEEE/RoHS)
廃棄物局 (Waste Department)
電話： +372 6262 802; Fax： +372 6262 801
URL: <http://www.envir.ee/>

- ・ MTÜ EES-Ringlus (WEEE)
Endla 3, 10122 Tallinn, Estonia
電話： +372 6 484 335, Fax： +372 6 307 300
info@eesringlus.ee
URL: <http://www.eesringlus.ee/>

- ・ MTÜ Eesti Elektroonikaromu (WEEE)
Vana-Narva mnt 26, Maardu 74114, Estonia
電話： +372 50 79 315
info@elektroonikaromu.ee
URL: <http://www.elektroonikaromu.ee/web/>

- ・ Ekogaisma SIA Eesti filial (WEEE)
Narva mnt 7, 10117 Tallinn, Estonia
電話： +372 66 26 844, Fax： +372 66 26 814
info@ekogaisma.ee
URL: <http://www.ekogaisma.ee/>

- ・ SGS ESTONIA LTD (RoHS testing)
Vana-Narva mnt. 27A, 74114 Tallinn, Estonia
電話： +372 634 8300, Fax： +372 637 9266

URL: http://www.sgs.com/contact_us.htm?clickedcountry=42